

品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱

制定 平成31年3月29日区長決定 要綱第83号

改正 令和2年3月30日区長決定 要綱第62号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、相談支援事業の運営に要する経費の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付し、運営経費の負担を軽減することにより、安定した事業運営の支援を図り、もって区内における相談支援体制の充実化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する特定相談支援事業および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業をいう。
- (2) 相談支援事業者 障害者相談支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者および児童福祉法第24条の26第1項1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。
- (3) 相談支援事業所 障害者総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所および児童福祉法第24条の28第1項1号に規定する障害児相談支援事業所をいう。
- (4) 相談支援専門員 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、区内に相談支援事業所を設置し、相談支援事業を行う者または当該事業を行う予定がある者（以下「事業予定者」という。）とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の算定基礎となる1事業所当たりの月額単価は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付額は、前項の月額単価に、当該年度で相談支援事業を行う月数を乗じて得た額とする。
- 3 事業予定者については、開設準備経費（什器、看板等の相談支援事業所の開設時に必要な備品等の購入費用をいう。）についても補助金として交付することができるものとし、

その額は600,000円または実際に支出した開設準備経費の合計額のいずれか低い額とする。

(認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期限までに、補助対象事業者認定申請書(第1号様式)に事業計画書その他必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、前年度補助金の交付を受けている者で、かつ、現に相談支援事業を行っている者については、この限りでない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助対象としての認定の可否を決定し、補助対象事業者認定(決定・却下)通知書(第2号様式)により通知する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、別に定める期限までに、補助金交付申請書(第3号様式)、事業計画書その他必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、補助金の交付申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により通知する。

2 区長は前項の規定により補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、事業計画書に記載される時期までに、相談支援事業者に指定されていなければならない。

(2) 補助事業者は、各月の実施状況報告書を翌月10日までに区長に報告しなければならない。

(3) 補助事業者は、区が参加を要請する会議等に参加するものとする。

(4) 補助事業者は、相談支援事業について区の指導に従わなければならない。

(5) 補助事業者は、安定的な相談支援事業実施のため、相談支援事業に必要な相談支援専門員の確保および管理を行わなければならない。

(6) 年度途中で、補助事業者の責に帰すべき事由により、相談支援事業が実施できない状態になった場合は、その期間に係る補助金を返還しなければならない。

(7) 年度途中で補助事業を中止または廃止した場合は、その後の期間に係る補助金を返還しなければならない。

(8) 専門職加算分の補助金を交付されたにもかかわらず、年度途中で専門職でない者しか相談支援専門員がいない状態になった場合は、その期間に係る専門職加算分の補助金を返還しなければならない。

(補助金の請求および支払い)

第8条 前条の規定による補助金の決定通知を受けた補助事業者(既に相談支援事業を行う場合に限る。)は、速やかに補助金請求書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前条の規定による補助金の決定通知を受けた補助事業者（相談支援事業を行う予定がある場合に限る。）は、相談支援事業を開始した後、速やかに補助金請求書を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前2項の規定による請求を受けたときは、内容を審査し、相当と認めるときは遅滞なく補助金を支払うものとする。

（状況報告）

第9条 区長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じてその執行状況について法人に報告させることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに補助事業の事業実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。（関係書類の整理保管）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ、その帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

| 種別 | | 補助金額 |
|-------|-----|----------|
| 基準単価 | (Ⅰ) | 438,000円 |
| | (Ⅱ) | 371,300円 |
| 専門職加算 | | 112,000円 |

備考

- 1 当該年度に初めて補助対象となった補助事業者は基準単価（Ⅰ）、既に補助金の交付を受けたことがある補助事業者については基準単価（Ⅱ）を月額単価とする。
- 2 専門職とは、相談支援専門員が保健師または看護師の場合をいう。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

品川区相談支援事業所整備促進補助対象認定申請書

品川区相談支援事業所整備促進補助金について、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|---------------------------------------|-----------|------------|
| 事業所の名称（予定含む。） | | |
| 事業所の所在地（予定含む。） | | |
| 事業所の開始年月日（予定含む。） | 年 | 月 日 |
| 補助申請予定期間 | 年 月 | ～ 年 月（ 月分） |
| 申請予定額 | 円 | |
| （内訳） | ① 基準単価（I） | 円× 月＝ 円 |
| | ② 専門職加算 | 円× 月＝ 円 |
| | ③ 開設準備経費 | 円 |
| 添付書類 （1）事業計画書 （2）その他区長が必要と認める書類 | | |

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

品川区長

印

品川区相談支援事業所整備促進補助対象認定（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった品川区相談支援事業所整備促進補助対象認定申請について、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第5条の規定により、審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

認定

却下
(理由)

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

品川区相談支援事業所整備促進補助金交付申請書

品川区相談支援事業所整備促進補助金の交付を受けたいので、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | | |
|-----------|---------------------------------|------|------------|
| 事業所の名称 | | | |
| 事業所の所在地 | | | |
| 事業所の開始年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 補助申請期間 | 年 | 月 | ～ 年 月（ 月分） |
| 交付申請額 | 円 | | |
| (内訳) | ① 基準単価 | (I) | 円× 月＝ 円 |
| | | (II) | |
| | ② 専門職加算 | | 円× 月＝ 円 |
| | ③ 開設準備経費 | | 円 |
| 添付書類 | (1) 事業計画書 (2) その他区長が必要と認める書類 | | |

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

印

品川区相談支援事業所整備促進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区相談支援事業所整備促進補助金の交付について、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

交付

1 交付決定金額
(内訳)

円

2 補助の条件

品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第7条第2項に定める事項を条件として交付する。

不交付

(理由)

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
名称
代表者氏名

印

品川区相談支援事業所整備促進補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった品川区相談支援事業所整備促進補助金について、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

円

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地
報告者 名称
代表者氏名 印

品川区相談支援事業所整備促進補助金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった品川区相談支援事業所整備促進補助金に係る実績について、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

（添付書類）

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書